「鹿追町立認定こども園しかおい」重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、鹿追町立認定こども園しかおい(以下「こども園」という)が説明すべき内容は、次のとおりです。

１　施設運営主体

名　　　称	鹿追町
所　在　地	河東郡鹿追町東町１丁目１５番地１
電 話 番 号	0156-66-2311
代表者氏名	鹿追町長　喜 井　知 己

２　利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	鹿追町立認定こども園しかおい
施設の所在地	河東郡鹿追町鹿追北２線８番地１０１
連　絡　先	TEL：0156-66-2754　　FAX：0156-66-2167
管　理　者	園長　松 井　理 恵
対　象　児	子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を希望とする満６ヶ月から小学校就学前までの幼児
利 用 定 員	２１０人
開 設 年 月 日	平成２７年４月１日

３　運営方針

保護者の社会参加への要望や就労形態の多様化、少子化などの社会情勢の変化を背景に、就学前の幼児に対する教育・保育は多様なものになっている事から、鹿追の子どもが年齢や保護者の就労形態で区別されることなく、満６ヶ月から就学前までの心身の発達に合わせた一貫した方針に基づき、継続的に乳幼児育成を行うことを基本理念としたこども園を開園し、以下の運営方針に基づき、入園を希望する幼児を日々受け入れ教育・保育を実施します。

(1)「こども園」の、教育・保育の提供に当たっては、入園する幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活を提供するよう努めます。

(2)「こども園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、幼児の発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

(3)「こども園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

４　こども園における施設・設備等の概要

園　舎	延べ床面積	1,994.12 ㎡
	構　　　造	鉄筋コンクリート一部鉄骨造
敷　　　　地		16,741.90 ㎡

主な設備	部屋数	備　　考
乳児室	1	０歳児
保育室	2	５歳児
	2	４歳児
	2	３歳児
	2	２歳児
	1	１歳児
エントランス	1	
遊戯室	2	
調理室	1	
ランチルーム	1	
図書コーナー	1	
病後児保育室	1	
子育て支援センター	1	

５　職員の配置状況

保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置します。

職　　　種	勤 務 体 系
課長、園長、子育て支援センター長、係長、庶務係、保育係、教務係、子育て支援係、管理栄養士	（正規の勤務時間帯） ８：３０～１７：１５
保育教諭、保育補助職員、バス添乗員、公務補 給食調理員	勤務時間はシフト制により、勤務日及び勤務時間帯が異なる場合があります。

６　教育・保育を提供する日及び休日

教育・保育を提供する日は次のとおりです。

<table>
<tr><td rowspan="2">区　　分</td><td colspan="3">休　　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分による休日</td><td>共通の休業日</td></tr>
<tr><td>教育保育標準日Ⅰ
（２０７日型）</td><td colspan="2">土曜日
夏休み　２５日（7/10～8/31 までの間）
冬休み　２５日（12/10～翌年 1/31 のまで間）
春休み　１５日（3/21～4/5）</td><td rowspan="3">日曜日
国民の祝日に関する法律
（昭和 23 年法律第 178 号）
に規定する休日
町長が特に必要と認めた日</td></tr>
<tr><td>教育保育標準日Ⅱ
（２４７日型）</td><td>土曜日</td><td rowspan="2">夏休み(預かり有)
8/14～8/16
冬休み
12/28～1/3
春休み(預かり有)
3/29～4/5</td></tr>
<tr><td>教育保育標準日Ⅲ
（２９３日型）</td><td></td></tr>
</table>

７　保育を提供する保育日数及び保育時間（コース）

希望される保育日数及び保育時間によりコースが異なります。

教育保育標準日Ⅰ

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>7:30～13:30</td><td>13:30～16:00</td><td>16:00～17:30</td><td>17:30～18:30</td></tr>
<tr><td rowspan="5">土曜保育・春・夏・冬休みを除く</td><td rowspan="5">標準
利用日数
２０７日</td><td>6 時間</td><td>教育時間
(保育時間)</td><td colspan="3">延長保育</td></tr>
<tr><td>8.5 時間</td><td>教育時間
(保育時間)</td><td>保育
時間</td><td colspan="2">延長保育</td></tr>
<tr><td>10 時間</td><td>教育時間
(保育時間)</td><td colspan="2">保育時間</td><td>延長
保育</td></tr>
<tr><td>11 時間</td><td>教育時間
(保育時間)</td><td colspan="3">保育時間</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">土曜日</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

教育保育標準日Ⅱ

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>7:30～13:30</td><td>13:30～16:00</td><td>16:00～17:30</td><td>17:30～18:30</td></tr>
<tr><td rowspan="5">土曜保育を除く</td><td rowspan="5">標準
利用日数
２４７日</td><td>6 時間</td><td>教育時間
(保育時間)</td><td colspan="3">延長保育</td></tr>
<tr><td>8.5 時間</td><td>教育時間
(保育時間)</td><td>保育
時間</td><td colspan="2">延長保育</td></tr>
<tr><td>10 時間</td><td>教育時間
(保育時間)</td><td colspan="2">保育時間</td><td>延長
保育</td></tr>
<tr><td>11 時間</td><td>教育時間
(保育時間)</td><td colspan="3">保育時間</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">土曜日</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

教育保育標準日Ⅲ

<table>
<tr><td rowspan="4">全教育・保育日</td><td rowspan="4">標準
利用日数
２９３日</td><td>6時間</td><td>教育時間
(保育時間)</td><td colspan="3">延長保育</td></tr>
<tr><td>8.5時間</td><td>教育時間
(保育時間)</td><td>保育
時間</td><td colspan="2">延長保育</td></tr>
<tr><td>10時間</td><td>教育時間
(保育時間)</td><td colspan="2">保育時間</td><td>延長
保育</td></tr>
<tr><td>11時間</td><td>教育時間
(保育時間)</td><td colspan="3">保育時間</td></tr>
</table>

(1) 教育・保育について

○あらかじめ契約されている時間の範囲以内で教育・保育を提供いたします。

○集団経験が初めての場合の入園児については、概ね５日程度の「ならし保育」を実施いたします。

(2) 異動届について

○次の変更・異動がある場合は、「異動届」の提出が必要です。

・教育保育標準日（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）の変更　※ 変更は月１回まで可能です。

・住所の変更

・氏の変更

・世帯員の増減（出生も含みます）

・勤務先（職業）の変更　※ 「就労証明書」も併せて必要となる場合があります。

(3) 延長保育について

○契約時間帯以外において、やむを得ない理由により保育の延長が必要な場合は、あらかじめ「延長保育申請書」を提出してください。

○延長保育を実施した場合、通常保育料の外に延長保育料が発生します。ただし第２子以降のお子さんは無料となります。

○１８時３０分までの範囲で提供いたします。

８　提供する教育・保育等の内容

(1) 教育・保育の提供

園児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織し、入園から修了に至るまでの長期的な計画を作成して教育及び保育を行います。上記７に記載する時間帯において、教育・保育を提供いたします。

指導計画は年齢ごとに、長期計画（期）短期計画（月・週等）を作成します。特に、満６ヶ月から２歳児の園児は、この時期の発達の特性からみて、個人差が大きいことなどからねらいと内容を（個別指導計画の作成等）工夫します。

(2) 送迎

○登降園については、保護者が責任を持って園まで送迎し、職員との引き継ぎを行っていただきます。

○スクールバス（幌内線・上然別線・美蔓線・笹川線・北鹿追線）の利用には事前の申

込みが必要です。（安全保持のため、満２歳以上かつ１人で座っていられる園児に限ります。）なお、土曜日の運行はありません。
また、送迎に使用する車両には、園児置き去り防止支援装置を装備しています。
家庭と園、諸機関連携協力の下、実施いたしますのでご協力のほどお願いいたします。詳細につきましては、「入園のしおり」にて改めてお知らせいたします。

(3) 食事（給食）の提供

園児の年齢に応じ食事の提供を行います。

1　すべての園児に自園調理による給食（主食あり）を提供いたします。
2　給食の内容については、毎月の献立表でお知らせいたします。
3　アレルギー等については、相談の上、除去するなど可能な限り対応いたします。
4　行事によっては給食を停止し、お弁当での対応をお願いする場合があります。

９　利用料金

(1) 鹿追町が定める保育料

（別紙「鹿追町立認定こども園保育料基準額表」参照）

○教育保育標準日（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）により保育料を算定します。
○認定児童の属する世帯の階層区分は、８月以前は前年度分、９月以降は現年度分の市町村民税の課税額によって算定します。詳細は別紙「保育料算定の基準となる課税額の確認方法について」でご確認ください。
○算定した保育料については、交付する「入園承諾書」にて通知いたします。
○家族の状況及び家族構成に変更があった時は、教育保育標準額が変更になる場合があります。

(2) 延長保育料

○延長保育料については、「延長保育加算額表」に基づき算定します。

(3) 支払い方法

保育料の納入については、「口座振替」と「納入通知書による手払い」の２つの方法があります。特別な事情がある場合を除き、口座振替による納入をお願いいたします。
なお、口座振替の手続きにつきましては、町内の金融機関（帯広信用金庫鹿追支店・鹿追町農業協同組合・鹿追郵便局）窓口において行うことができます。

10　入退園に関する事項

(1) 次のいずれかに該当する子どもの入園をお断りする場合があります。

・感染症または悪質な疾患を有する場合
・心身が虚弱でこども園の保育に耐えられない場合
・その他町長が不適当と認める場合

(2) 入園期間は原則月単位とし、入退園は月途中でも可能とします。ただし、同月内での再入園は認めません。

(3) 次の場合には、保育の提供を終了いたします。

・入園を認めた理由がなくなったとき
・正当な理由がなく１５日以上登園しないとき
・その他、利用について重大な支障または困難が生じたとき

11　嘱託医

次の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科医

医療機関の名称	鹿追町国民健康保険病院
院　　長　　名	林　　修也
所　　在　　地	河東郡鹿追町東町１丁目３８番地
電　話　番　号	0156-66-2031
提　携　内　容	内科健診、緊急な疾病措置

(2) 歯科医

医療機関の名称	鹿追東町歯科医院
院　　長　　名	柴野　憲幸
所　　在　　地	河東郡鹿追町東町１丁目３０番地１
電　話　番　号	0156-67-7100
提　携　内　容	歯科検診

12　緊急時の対応

お預かりしている園児に緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する緊急連絡先及び医療機関へ速やかに連絡を行います。

13　要望、苦情や虐待等に関する相談窓口

こども園では、教育・保育に関する要望・苦情や児童虐待等に係わる窓口を次のとおり設置しております。

当園ご利用相談窓口	○窓口担当者　子育て支援課長 または 認定こども園園長 ○利用時間　８：３０～１７：１５（時間外の相談も可能です） ○利用方法　〔電　話〕0156-66-2754　〔ＦＡＸ〕0156-66-2167 〔来　園〕こども園職員までお申し出ください。 ※上記のほか、玄関に要望・苦情や児童虐待等に係わる投函箱（にこにこＢＯＸ）を設置しております。

14　非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「防災計画書」に基づき対応いたします。
防　災　設　備	・自動火災報知機　有　・誘導灯　有 ・非常用警報装置　有　・消火栓（器）の設置　有 ・防炎カーテン　有　・その他
避難・消火訓練	毎月１回（予定）行います。

15　利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

こども園では、万が一園内活動及び行事において事故等が発生した場合に備えて、次の保険に加入しています。

保険の種類	東京海上日動火災保険株式会社「ほいくのほけん」
保険の内容	賠償責任保険（施設賠償責任保険・生産物賠償責任（ＰＬ）保険）
・事故が発生した場合の窓口は、こども園（子育て支援課）となります。 ・医療費の鹿追町医療費無料制度との併用請求はできません。 （一旦、窓口での自己負担が必要です。） ・詳しい内容は、公益社団法人 全国私立保育連盟のホームページでご確認ください。	

16　守秘義務と個人情報の取扱いについて

(1) こども園職員及び管理者は、園児在園中はもとよりそれ以後も正当な理由なく、その業務上知り得た個人情報を他人に漏らすことはありません。

(2) 次の場合の他機関との情報共有を予めご了承ください。

①小学校への円滑な移行、接続が図られることを目的に、卒園にあたり入学予定の小学校との間で情報を共有する場合

②他の保育所及び幼稚園、こども園等へ転園する際に継続的な教育・保育を提供するために情報を共有する必要がある場合

③他の兄弟姉妹が別の施設等に在籍しており、その施設との連絡調整を必要とする場合

④緊急時において、病院その他関係機関に対し情報提供が必要と認められる場合

(3) 保育料算定に必要なため、課税額等の税情報を「入園申込書」⑥の同意に基づき、閲覧させていただきます。

以上、本園における教育・保育の提供を開始するにあたり、
本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

鹿追町立認定こども園しかおい　園長　松 井　理 恵

２０１５．　１ 作　成
２０２４．１１ 一部改正